

ロゴタイプ「藩祖官兵衛」及び キャラクター「ふくおか官兵衛くん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県（以下「県」という。）及び福岡市が権利を保有するロゴタイプ「藩祖官兵衛」（以下「ロゴタイプ」という。）及びキャラクター「ふくおか官兵衛くん」（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、県及び福岡市のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の届出等)

第2条 ロゴタイプ及びキャラクターを使用する者は、あらかじめ使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添付して、県または福岡市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 福岡県内の行政機関が使用するとき。
- (2) 学校等教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 個人が個人的に使用、または家庭内で使用するとき。

(使用制限)

第3条 県または福岡市は、前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴタイプ及びキャラクターの使用を制限するものとする。

- (1) 県または福岡市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴタイプ及びキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、県または福岡市がロゴタイプ及びキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

(使用期間)

第4条 ロゴタイプ及びキャラクターを使用できる期間は、使用を届出た日から使用する者が希望する期間（承認の日から最長で3年まで）とする。届出た期間が1年を超える場合は、使用期間が1年を超えた最初の3月以降、毎年3月末までに使用継続確認書（様式第2号）を提出するものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴタイプ及びキャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出された内容により使用し、県または福岡市の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用する者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。ただし、ロゴタイプの文字の前の兜の図は、外して使用することも可とする。
- (4) 原則として、キャラクターを使用する物品等には「ふくおか官兵衛くん」との表記を付すること。
- (5) 届出にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真、またはデザインをもって代えることができる。

(使用の差し止め)

第7条 県または福岡市は、ロゴタイプ及びキャラクターの使用がこの規程及び届出の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴタイプ及びキャラクターの使用を差し止めることができる。

2 前項の使用の差し止めは、使用差止通知書（様式第3号）をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴタイプ及びキャラクターの使用を差し止めた場合、使用した者に損害が生じても、県または福岡市はその責めを負わない。

2 ロゴタイプ及びキャラクターを使用した者が、ロゴタイプ及びキャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県または福岡市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴタイプ及びキャラクターの取扱いについて必要な事項は、県及び福岡市が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月28日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

附 則

この規定は、令和5年5月29日より施行する。